

定 款

株式会社 小 林 洋 行

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社小林洋行と称し、英文ではKOBAYASHI YOKO CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 商品先物取引法に規定する商品先物取引業
- (2) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (3) 商品投資顧問業
- (4) 次の物品の売買、輸出入およびその媒介、取次、代理業務
 - イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、生糸、乾繭、綿糸、毛糸
 - ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
 - ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属
 - ニ. ゴム、天然ゴム、木材および合板
 - ホ. 原油およびガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品
 - ヘ. 宝石およびアクセサリー
 - ト. ブロイラー、鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物
- (5) 不動産の賃貸借および駐車場経営
- (6) 不動産の管理
- (7) 宅地建物取引業
- (8) 車両および絵画の賃貸借
- (9) 金銭貸付業
- (10) ゴルフ場の経営
- (11) 旅館およびホテル経営
- (12) 飲食店の経営
- (13) 生命保険契約の募集に関する業務
- (14) 損害保険代理業に関する業務
- (15) 医療に係る保証に関する業務
- (16) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務

- (17) 損害保険契約および生命保険契約の仲介に関する業務
- (18) 太陽光発電システム、オール電化システムの販売および工事
- (19) 家電製品、環境関連商品の販売
- (20) LED照明の開発、製造、販売および設置工事
- (21) 広告業
- (22) 美容用品、化粧品、健康食品、食料品、水およびその他物品販売業
- (23) 産業機械および理化学研究機器の販売
- (24) コンピュータハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売および保守管理
- (25) 映像コンテンツ配信業務
- (26) コンサルティング業務
- (27) 自然エネルギー等による発電および売電に関する業務
- (28) 電飾看板工事および電気工事の材料の販売ならびに工事
- (29) インターネット等を通じての通信販売業務
- (30) 学習塾等の運営、管理および経営
- (31) 古物営業法に基づく古物商および質屋営業法に基づく質屋営業
- (32) 中古品、リサイクル品およびリユース品の買取、販売および仲介
- (33) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、売渡請求があるときに当会社がその請求により譲渡すべき数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当基準)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第69回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和24年3月26日	制 定
昭和42年6月30日	改 訂
昭和46年11月26日	改 訂
昭和48年8月25日	変 更
昭和50年11月28日	変 更
昭和56年6月15日	変 更
昭和59年4月9日	変 更
昭和59年12月18日	変 更
昭和60年12月18日	変 更
昭和62年12月21日	変 更
昭和63年6月29日	変 更
平成2年2月8日	変 更
平成2年6月29日	変 更
平成2年10月4日	変 更
平成4年6月26日	変 更
平成5年6月28日	変 更
平成6年6月27日	変 更
平成7年6月28日	変 更
平成8年6月26日	変 更
平成9年2月18日	変 更
平成9年6月26日	変 更
平成10年6月26日	変 更
平成11年6月29日	変 更
平成12年1月12日	変 更
平成12年8月1日	変 更
平成13年6月28日	変 更
平成14年6月27日	変 更
平成15年6月27日	変 更
平成16年6月29日	変 更
平成18年6月29日	変 更
平成20年6月27日	変 更
平成21年6月26日	変 更
平成22年6月29日	変 更
平成23年6月29日	変 更
平成24年6月28日	変 更
平成25年6月27日	変 更
平成27年6月26日	変 更
平成28年6月29日	変 更
令和4年6月29日	変 更
令和8年6月26日	変 更